4　主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5　前項に定める場合のほか、主務大臣は、情報通信産業振興地域の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該情報通信産業振興地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

（情報通信産業特別地区の指定）

第二十九条　主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業振興地域のうち特定情報通信事業を実施する企業の立地を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を情報通信産業特別地区として指定することができる。

2　沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3　主務大臣は、情報通信産業特別地区を指定するときは、当該情報通信産業特別地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

4　主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、情報通信産業特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

5　前項に定める場合のほか、主務大臣は、情報通信産業特別地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該情報通信産業特別地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第三項の規定を準用する。

第三十条第一項中「専ら」を削り、「法人は」の下に「、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること」を加える。

第三十一条第一項中「第二十八条第七項の規定による同意を得た情報通信産業振興計画（第二十九条第一項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。以下「同意情報通信産業振興計画」という。）に定められた」を削る。

第三十二条中「第十七条」を「第九条」に改め、「同意情報通信産業振興計画に定められた」を削る。

第三十三条及び第三十四条中「同意情報通信産業振興計画に定められた」を削る。

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節　産業高度化・事業革新促進計画等

第三十五条を次のように改める。

（産業高度化・事業革新促進計画の作成等）

第三十五条　沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画（以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。）を定めることができる。

2　産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　計画期間

二　産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。）の区域

三　産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容

3　沖縄県知事は、産業高度化・事業革新促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4　沖縄県知事は、産業高度化・事業革新促進計画を定めたときは、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5　主務大臣は、前項の規定により産業高度化・事業革新促進計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

6　主務大臣は、第四項の規定により提出された産業高度化・事業革新促進計画が基本方針に適合していないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

7　第三項から前項までの規定は、産業高度化・事業革新促進計画の変更について準用する。

第三十五条の次に次の四条を加える。

（産業高度化・事業革新促進計画の実施状況の報告等）

第三十五条の二　沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出された産業高度化・事業革新促進計画（その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があったときは、その変更後のもの。以下「提出産業高度化・事業革新促進計画」という。）の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。

2　主務大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3　主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出産業高度化・事業革新促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。

（産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等）

第三十五条の三　提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置（製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。）の実施に関する計画（以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

2　産業高度化・事業革新措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　産業高度化・事業革新措置により達成しようとする目標

二　産業高度化・事業革新措置の内容及び実施期間

三　産業高度化・事業革新措置の実施体制

四　産業高度化・事業革新措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3　産業高度化・事業革新措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4　沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その産業高度化・事業革新措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　産業高度化・事業革新措置を実施することが当該産業高度化・事業革新促進地域における産業高度化又は事業革新を図るために有効かつ適切なものであること。

二　産業高度化・事業革新措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

5　前項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画（以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

6　第四項の規定は、前項の認定について準用する。

7　沖縄県知事は、認定事業者が認定産業高度化・事業革新措置実施計画（第五項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って産業高度化・事業革新措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。